



令和 6 年度の年金額改定について

令和 6 年度の年金額は、1 月に「消費者物価指数」が発表されたのを受け、賃金変動率、物価変動率などを用いた、年金の「改定率」が決定しました。

今年度の改定率は、前年度より **2.7%の引き上げ** となり、以下の表のとおり年金額となりました。

【令和 6 年度の改定された主な年金制度】 **2.7%UP** (※1) **2.7%UP** (※1)

| | 令和 5 年度 | | 令和 6 年度 | |
|------------------------------|-------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------|---------------------|
| | 67 歳以下※2 | 68 歳以上※2 | 68 歳以下※2 | 69 歳以上※2 |
| 老齢基礎年金（満額） | 795,000 円 | 792,600 円 | 816,000 円 | 813,700 円 |
| 障害基礎年金 | 1 級 | 993,750 円 | 1,020,000 円 | 1,017,125 円 |
| | 2 級 | 795,000 円 | 792,600 円 | 816,000 円 |
| 遺族基礎年金 | 795,000 円 + 子の加算 | 792,600 円 + 子の加算 | 816,000 円 + 子の加算 | 813,700 円 + 子の加算 |
| 子の加算（1 人目・2 人目） | 228,700 円 | | 234,800 円 | |
| 子の加算（3 人目以降） | 76,200 円 | | 78,300 円 | |
| 老齢厚生年金に 加算される 配偶者加給年金額 | 397,500 円（228,700 円 + 特別加算額 168,800 円） | | 408,100 円（234,800 円 + 特別加算額 173,300 円） | |



※1 年金額は、法律で定められた基準額に「当年度改定率」を乗じて算出するため、前年度の年金額に対して単純に 2.7% 乗じた金額にはなりません。

※2 令和 6 年 4 月 1 日時点の年齢

【在職老齢年金の支給停止調整額】

支給停止調整額についても賃金変動に応じて改定されるため 2 万円の増額となります。

| | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|---------|--------------|
| 支給停止調整額 | 48 万円 | 50 万円 |

年金額の改定は、法律に基づき、原則として、新規裁定者は「賃金変動率」、既裁定者は「物価変動率」を用いて「改定率」が決定し、年金額が算出される仕組みとなっています。ただし、既裁定者の改定率が新規裁定者の改定率を上回らないように「年金額の改定ルール」が決められています。

そのため、昨年度は 67 歳以下の新規裁定者（昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれ）と 68 歳以上の既裁定者（昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれ）で異なる改定率・年金額となりました。

今年度は、以下の計算方法で、新規裁定者・既裁定者ともに同じ 2.7% の引き上げですが、昨年度は年金額が 2 種類であった為、今年もその影響で 2 種類となります。

【令和 6 年度の年金改定の参考指標】



| | | |
|------------------------------------|---|---------------------|
| ・名目手取り賃金変動率： 3.1% | } | 3.1% - 0.4% |
| ・物価変動率： 3.2% | | |
| → 「年金額の改定ルール」により <u>3.1%</u> | | = <u>2.7% の引き上げ</u> |
| ・マクロ経済スライドによるスライド調整率： <u>▲0.4%</u> | | |

年金改定等の詳細は右記 URL をご確認ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001040881.pdf>

詳細やご不明な点は弊所までお問い合わせください。 社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング TEL：03-3526-4277